

第15回協議会

田代川第二発電所の水利権における河川維持流量についての 大井川水利流量調整協議会の合意事項(案)

第14回協議会での合意により、冬場の発電施設維持に必要な流量について検証を進めた結果、次のとおり第10回協議会で合意した河川維持流量の一部を改め、令和4年12月6日より運用するものとする。

なお、水利使用規則の改正の手続きを、速やかに行うものとする。

「・12/6～3/19：0.43m³/s（大鉄橋梁・富士見橋下流のカマキリの移動）
ただし、河川流量が0.1m³/sを超える場合に限り、1.62m³/sの範囲内で発電取水ができるものとする。」

を

「・12/6～3/19：0.43m³/s（大鉄橋梁・富士見橋下流のカマキリの移動）」

に改める。

令和4年11月30日

大井川水利流量調整協議会